

令和6年度 衣浦小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

○いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。教職員は教育活動全体を通して、児童一人一人が自己肯定感や充実感を感じる「居場所づくり」や社会性を身に付けるための「絆づくり」に努め、自己決定の場を与え、児童が主体的に学び、成長できる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己存在感を感じ、互いに認め合える共感的な人間関係をつくり、集団の目標に向けて主体的に励まし合いながら共に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ・不登校・虐待等対策委員会

ア 実施回数 年2回（7月頃、11月頃）

イ 構成員 全教職員、（スクールカウンセラー）

ウ 役割

- ① 衣浦小学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施、定期的な点検・評価
- ② 教職員の共通理解
- ③ いじめアンケートの集約及び対応の検討
- ④ いじめ防止に関する研修会
- ⑤ 重大事態発生時における情報収集及び対応の検討

(2) 情報交換会（職員会議及び打ち合わせ後）

ア 実施回数 年30回程度

イ 構成員 全教職員

ウ 役割

① いじめに関する情報交換（4月は前年度の報告と現状確認を含む）

② 教職員の共通理解

(3) ケース会議

ア 実施回数 いじめ事案発生時

イ 構成員 関係教職員、必要に応じてSCや関係機関（警察、児童（・障害者）相談センターなど）

ウ 役割

① 事実の確認、情報共有

② 関係生徒への指導・支援、保護者との連携

③ 関係機関への連絡と連携

④ 事後の指導・支援

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 児童一人一人のよさが発揮され、互いが認め合える学級づくりを進める。

イ すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを心がけ、児童一人一人の自己肯定感を育む。

ウ 道徳教育・人権教育の充実を図るとともに体験活動を推進し、人を思いやる気持ちや命を大切にすることを育む指導に力を入れる。

エ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについて理解を深められるよう継続的に指導する。

オ 生活委員会が定めた「いじめ防止三か条」をもとに、児童が主体的にいじめ防止に取り組めるようにする。

(2) いじめの早期発見の取組

ア 授業に限らず、放課等にも児童とふれあう時間を確保するとともに、健康観察・QUテスト等の調査を活用し、児童相互の人間関係や心の動きに起こる小さな変化を把握する。

イ 学校生活アンケートや教育相談を定期的実施（年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

ウ 児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら、関係教職員によるケース会議を開催し組織的に対応する。

イ すべての事案に対して、被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童には毅然とした姿勢で厳しい指導を行う。また、観衆や傍観児童への指導も行うことで、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを心がける。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や警察署、児童（・障害者）相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合等

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・年間30日が目安
- ・連続して欠席しているような場合は、市教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。

○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

【いじめ防止対策推進法第28条第1項及び国の基本方針より】

(2) 重大事態への対応の流れ

- ① 町教育委員会へ報告する。
- ② 町教育委員会が調査の主体を学校と判断した場合、いじめ・不登校・虐待等対策委員会で事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた生徒・保護者に対し、適切な情報提供を行う。
- ④ 調査結果を町教育委員会に報告する。
- ⑤ 調査結果を踏まえ、必要な措置を実施する。

5 学校の取組に対する検証・見直しについて

- (1) いじめ防止の取組については、P D C Aサイクル (PLAN→DO→CHECK→ACTION) で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「衣浦小学校いじめ防止基本方針」の概要をホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

いじめ防止推進年間計画

※年度によって実施月が前後する場合あり

	いじめ問題対策に関する取組	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ防止基本方針」の内容確認 ○昨年度の報告と現状確認	○学年・学級開き ○いじめ防止基本方針の内容（いじめ防止三か条）を全校児童に周知	○児童、保護者へのいじめ相談窓口の周知 ○身体測定	○学校いじめ防止基本方針の周知 ○家庭訪問
5月	○現職研修①「児童理解」	○QUテスト		
6月			○学校生活アンケート ○教育相談	○学校運営協議会
7月	○いじめ・不登校・虐待等対策委員会①			○個人懇談会
8月				
9月			○身体測定	○学校運営協議会
10月		○運動会（応援など） ○福祉実践教室（4年）	○学校生活アンケート	○あいさつ運動
11月	○いじめ・不登校・虐待等対策委員会② ○学校評価アンケート	○合唱祭 ○学校評価アンケート	○教育相談	○学校評価アンケート
12月		○人権週間 ○赤い羽根募金活動		○個人懇談会
1月	○自己評価		○身体測定 ○学校生活アンケート ○教育相談	○あいさつ運動
2月				○学校公開日 ○学校運営協議会
3月	○学校関係者評価の結果を検証→「基本方針」の見直し	○卒業生を送る会		
通年	○校内のいじめに関する情報収集と情報交換 ○対応策の検討	○分かる授業の充実 ○道徳教育・体験活動の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○日記 ○さわやか調べ	○各種たよりとホームページによる発信